

仕様書

- 1 購入物品 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に掲げる更新時講習及び道路交通法施行令第37条の6第2号に掲げる特定任意講習に用いる教本
- 2 購入予定部数 181,117部
- 3 仕様
 - ① 別紙1「教本内容詳細」に示された事項が記載されていること。
 - ② カラー印刷やイラスト・写真等を用いて、一般の受講者にとってわかりやすく読みやすいものであること。
 - ③ 発注年度の途中であっても、道路交通法令の改正等が生じた場合に、内容が速やかに更新されること。（法令改正に対応できる物品であること。）
- 4 納品場所 別紙2「教本の納品先一覧」のとおり
- 5 納入期限 納入方法は分割納入とし、運転免許管理課が毎月20日までに発注するのでその月の本日（同日が土曜日、日曜日及び休日である場合は、その直前の平日）までに納入すること。なお、不足が生じた場合は、随時対応すること。
- 6 梱包 100部又は200部をダンボール箱に入れ、1梱包ごとに品名、数量を記載すること。
- 7 参考教本 ○「わかる身につく交通教本」全日本交通安全協会発行

教本内容詳細

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

最新安全自動車（ASV）、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報をとらえること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習、若年運転者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するよう

な内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

教本の納品先一覧

納入先	電話番号	郵便番号	所在地
沖縄県警察運転免許センター	098-851-1000	901-0225	沖縄県豊見城市字豊崎3番22
沖縄県警察運転免許センター中部支所	098-933-0442	904-0035	沖縄県沖縄市南桃原4丁目27番22号
沖縄県警察運転免許センター北部支所	0980-53-1301	905-0021	沖縄県名護市東江5丁目20番5号
沖縄県警察運転免許センター宮古支所	0980-72-9990	906-0013	沖縄県宮古島市平良下里3107番地4
沖縄県警察運転免許センター八重山支所	0980-82-9542	907-0003	沖縄県石垣市平得343番地の2

※納入先ごとに納品書も送付すること。

